

議案第11号

鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例（平成27年条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月21日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務を特定個人情報を利用して行いたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例（平成27年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。